

天領

第47号

2005年12月



竹腰市長に的場会長表敬訪問



新大田市の開庁式

社団法人 石見大田法人会会報

次

目

平成十七年度通常総会開催	1
(社)石見大田法人会役員名簿	2
着任のごあいさつ	3
国税局人事異動	3
平成十七年度納税功労者表彰式	4
知っておきたい税務「附帯税について」	6
税務調査で指摘された事例	7
大田市山村留学センター「三瓶こだま学園」	8
質問コーナー「寄附金の取扱い」	11
消費税及び地方消費税の申告と納税は期限内に	12
新・「会社法」の見方	13
企業訪問へ株式会社サンキ	14
第四十一回会員親睦ゴルフ大会	17
詰碁問題	17
未来へ引き継ぐ石見銀山―世界遺産への歩み⑦―	18
第十九回クイズおもしろ税ミナール	21
税を考える週間行事へ地区別ミニ税金フォーラム	21
青年部だより「金沢全国大会研修旅行」	22
地域社会貢献活動「さすまた寄贈」	23
大同生命保険株式会社	24
税のこぼれ話「アヒルが四年、イヌは八年」	26
編集後記	26
詰碁解答	26
アメリカンファミリー生命保険会社	27

新「大田市」誕生

10月1日、大田市、温泉津町、仁摩町の1市2町が合併し、新しい大田市が誕生しました。

合併にともなう、新「大田市長」に竹腰創一氏がこのほど選任され、名実ともに新しい大田市がスタートいたしました。

新大田市は、総面積436.11km²、総人口41,783人（平成17年7月31日現在）です。

平成十七年度

通常総会開催

平成十七年度通常総会は、去る五月二十五日「大田商工会議所」において会員多数の出席のもとに開催致しました。

当日は、石見大田税務署末岡署長他多数の来賓をお迎えして盛会に開催され、的場会長の事業活動のご協力に対しての敬礼の挨拶の後、議事に入って行きました。

一号議案、平成十六年度事業報告並びに収支決算承認の件。
 二号議案、平成十七年度事業計画案並びに収支予算案承認の件。
 三号議案、役員改選の件。

常任理事 森田博久
 理事 竹下 績

監事 谷本 隆臣
 〃 重富 俊雄
 〃 林 泰清
 〃 内藤 芳秀
 〃 波多 志朗

以上の方が新たに就任され、三議案につき審議を行い、全議案満場一致で承認されました。



平成16年度(第17期)収支決算書

収入の部		自 平成16年7月1日 至 平成17年3月31日		増 減△	摘 要
科 目	予算額	決算額			
1. 会 費	4,810,000	4,865,000	55,000		
1) 一般会費	4,650,000	4,655,000	5,000		
2) 青年部会費	160,000	210,000	50,000	@5,000円	
2. 事業費補助金	3,200,000	3,129,160	△ 70,840	全県法連助成	
3. 社会貢献補助金	0	600,000	600,000		
4. 事業収入	90,000	237,000	147,000	ゴルフコンペ参加料	
5. 雑収入	42,728	140,118	97,390	預金利息他	
当期収入合計(A)	8,142,728	8,971,278	828,550		
前期繰越収支差額	5,357,272	5,357,272	0	前年度繰越	
収入合計(B)	13,500,000	14,328,550	828,550		

支出の部

科 目	予算額	決算額	増 減△	摘 要
1. 事業費	4,550,000	4,820,989	270,989	
研修・講習会等費	3,150,000	3,386,688	236,688	経理講習会等
社会貢献活動費	0	799,712	799,712	地域づくりシンポジウム
会報発行費	330,000	0	△ 330,000	
女性会活動費	220,000	208,280	△ 11,720	婦人部事業費
青年部活動費	850,000	426,309	△ 423,691	青年部事業費
2. 会議費	1,300,000	1,155,206	△ 144,794	
総会費	600,000	545,586	△ 54,414	総会
役員会費	300,000	281,630	△ 18,370	役員会
委員会費	400,000	327,990	△ 72,010	委員会開催費
3. 管理費	3,610,000	3,618,167	8,167	
人件費	2,170,000	2,170,000	0	人件費
事務局費	450,000	387,643	△ 62,357	通信費、消耗品費
渉外費	150,000	168,250	18,250	慶弔費外
旅費	260,000	291,120	31,120	出張旅費
負担金	450,000	499,900	49,900	県法連、税団協等
租税公課	80,000	80,000	0	租税公課
雑費	50,000	21,254	△ 28,746	
4. 積立金	500,000	500,000	0	
記念行事	500,000	500,000	0	記念行事積立金
5. 予備費	3,540,000	0	△ 3,540,000	
当期支出合計(C)	13,500,000	10,094,362	△ 3,405,638	
当期収支差額(A)-(C)	△ 5,357,272	△ 1,123,084	4,234,188	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	4,234,188	4,234,188	

平成17年度(第18期)収支予算書(案)

収入の部		自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日		増 減△	摘 要
科 目	本年度予算額	前年度予算額			
1. 会 費	6,515,000	4,810,000	1,705,000		会費
1) 一般会費	6,300,000	4,650,000	1,650,000		
2) 青年部会費	215,000	160,000	55,000		
2. 事業費補助金	4,450,000	3,200,000	1,250,000		全県法連助成金
3. 事業収入	180,000	90,000	90,000		広告料収入外
4. 雑収入	120,812	42,728	78,084		預金利息等
当期収入合計(A)	11,265,812	8,142,728	3,123,084		
前期繰越収支差額	4,234,188	5,357,272	△ 1,123,084		
収入合計(B)	15,500,000	13,500,000	2,000,000		

支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減△	摘 要
1. 事業費	6,100,000	4,550,000	1,550,000	
研修・講習会等費	4,000,000	3,150,000	850,000	ゼミナール講習会
会報発行費	700,000	330,000	370,000	会報発行
女性会活動費	300,000	220,000	80,000	婦人部事業費
青年部活動費	1,100,000	850,000	250,000	青年部事業費
2. 会議費	1,600,000	1,300,000	300,000	
総会費	600,000	600,000	0	総会費
役員会費	400,000	300,000	100,000	役員会費
委員会費	600,000	400,000	200,000	委員会開催費
3. 管理費	4,400,000	3,610,000	790,000	
人件費	2,500,000	2,170,000	330,000	人件費
事務局費	600,000	450,000	150,000	通信費、消耗品費
渉外費	200,000	150,000	50,000	慶弔費
旅費	350,000	260,000	90,000	出張旅費
負担金	600,000	450,000	150,000	県法連、税団協
租税公課	80,000	80,000	0	租税公課
雑費	70,000	50,000	20,000	雑費
4. 積立金	500,000	500,000	0	
記念行事	500,000	500,000	0	記念行事積立金
5. 予備費	2,900,000	3,540,000	△ 640,000	
当期支出合計(C)	15,500,000	13,500,000	2,000,000	
当期収支差額(A)-(C)	△ 4,234,188	△ 5,357,272	1,123,084	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

(社)石見大田法人会役員名簿

役職	事業所名	氏名	住所
顧問	大田商工会議所会頭	寺戸隆文	大田
会長	島根中央信用金庫	的場章好	大田
副会長	(株)たけはら	竹原鐵太郎	大田
〃	(有)小川商店	小川良知	温泉津
専務理事	大田商工会議所	梅恒雄	大田
常任理事	中国税理士会石見大田支部長	勝部幸吉	波根
〃	(株)森崎窯業	森崎禎璋	温泉津
〃	(有)藤間要二郎本店	藤間要二郎	仁摩
〃	大田マルキ(株)	石田弘行	静間
〃	(有)俵建設	俵隆	大田
〃	石見銀山農業協	廣山勝秀	長久
〃	和江漁業協	月森陸	静間
〃	東和建設工業(株)	波多野諭	大田
〃	森田製菓(株)	森田博久	長久
理事	(有)和田食品	和田正	大田
〃	石東スズキ販売(株)	大谷光弘	大田
〃	石州水上産業(株)	有間隆	水上
〃	(株)シバオ	芝尾金男	水上
〃	(株)堀工務店	堀博彦	波根
〃	島根ゼオライト(有)	石橋秀利	仁摩
〃	石東マルキプロパン(株)	石本智章	仁摩
〃	(有)前谷工務店	前谷建治	仁摩
〃	(有)齊藤文具店	齊藤寛	大田
〃	(有)河村畳店	河村賢治	温泉津
〃	中村ブレイス(株)	中村俊郎	大森
〃	原醬油(有)	原信行	久手
〃	(有)峠建設	峠輝義	温泉津
〃	(有)椿窯	荒尾寛	温泉津
〃	(株)三谷設計	三谷貢	久手
〃	(有)布引商店	布引慎一	大田
〃	(株)中央計算センター	竹下績	大田
〃	(有)杉本工芸社	谷本隆臣	長久
〃	(有)重富製パン	重富俊雄	久手
〃	林商事(株)	林恭清	長久
〃	(有)内藤米穀	内藤芳秀	大田
監事	波多コンクリート工業(株)	波多志朗	久利
〃	白藤酒造(有)	大野孝雄	波根

着任のごあいさつ



税務署長
林 研 志

本年七月の人事異動により、石見大田税務署長を拝命しました林でございます。前任の末岡同様よろしくお願いいたします。

当署管内は、国立公園三瓶山、琴ヶ浜海岸並びに温泉津温泉郷など豊かな自然と情緒に育まれた土地柄であり、また、世界遺産登録に向け手続きが進む石見銀山に代表される歴史ある当地で勤務できますことを大変光栄に思っております。

社団法人石見大田法人会の皆様には、平素から、税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、昭和六十三年の社団化以来、組織の強化と事業活動の充実に積極的に取り組まれ、魅力ある法人会を目指して活動しておられます。

特に、各委員会、青年部会及び女性部会における事業内容は、税知識の普及、広報に止まらず、地域社会の発展に大きく寄与するものとお聞きしております。

これもひとえに的場会長をはじめ役員並びに会員の皆様方のご熱意とご尽力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展に見られますように、経済社会が大きく変化しております。これらの構造変化に対応

し、社会共通の費用を広く公平に分ち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の具体化に向けた取り組みが進められており、国民の皆様への税に対する関心は一層高まってきております。

一方、環境整備の面では、e-TAX（国税電子申告・納税システム）による、所得税、法人税及び消費税の申告、全税目の納税並びに電子納税証明書の交付申請などの申請・届出等が、自宅や事務所からインターネットを利用して手軽にできることとなりました。

今後、e-TAXの更なる普及に向けた施策に取り組んでいくこととしております。法人会の会員の皆様におかれましても、e-TAXのご活用を検討いただきますとともに、より良いシステ

ムとするため、ご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

このような状況の中、税務に携わるものとしてしましては、社会・経済の変化に適切に対応しながら、「適正・公平な課税の実現」に向けて最善の努力を重ねてまいり所存でございます。

特に、消費税免税点の引下げに伴い、新規課税事業者が大幅に増加すると見込まれており、適正申告と期限内納税の確保を税務行政の最重要課題の一つとして取り組んでおります。

しかしながら、信頼される税務行政の確立と円滑な運営は、私どもの努力のみでは到底成し得るものではなく、納税者の皆様の税に対するご理解とご協力が不可欠であります。

法人会の皆様には、こ

れまでも税務行政の良き理解者として、税知識の普及、納税道義の高揚など、ご支援をいただいておりますが、今後とも、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、社団法人石見大田法人会のみならずのご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしましてご挨拶いたします。

国税局人事異動

(七月十日付)

石見大田税務署転入者

【税務課】

総務係長 藪崎 拓也

(福山署酒類指導官付調査官)

【調査部門】

上席国税調査官 (所得)

新宮 正人

(広島西署個人上席)

上席国税調査官 (法人)

相見 年己

(局酒類業調整官付実査官)

平成17年度 納税功労者表彰式



石見大田青色申告会連合会会長
大田市青色申告会会長

杉本忠義氏

青色申告制度施行五十五周年記念
広島国税局長感謝状



(社)石見大田法人会常任理事

森田博久氏

石見大田税務署長感謝状

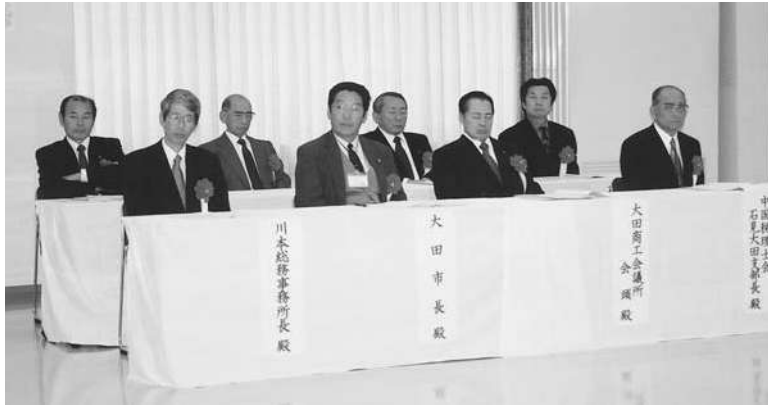


(社)石見大田法人会監事

波多志朗氏

石見大田税務署長表彰





平成十七年度納税功勞者表彰式が開催されました。「税を考える週間」行事のスタートとして、十一月十一日大田商工会館大ホールにて、今年度は

二名の方に石見大田税務署長表彰、感謝状の贈呈が行われ、併せて青色申告制度施行五十五周年記念として、二名の方に税務署長感謝状が贈られました。

当日はご来賓として、川本総務事務所長、大田市長を始め、各種団体代表の方々のご臨席のもと、関係者多数のご出席を頂き、盛大且つ厳粛のうちに挙行されました。

長表彰状が波多志朗氏（波多コンクリート工業（株）社長）に贈呈されました。続いて森田博久氏（森田製菓（株）社長）に石見大田税務署感謝状が贈られました。

また、青色申告制度施行五十五周年を記念して、永年の青色申告制度の普及に、また青色申告会育成にご尽力された長谷和宏氏（大田屋呉服店店主）、松尾義男氏（松尾商店店主）に石見大田税務署長感謝状が贈呈されました。

併せて、石見大田青色申告会連合会会長杉本忠義氏に青色申告会事業の功績に対して去る、十月十九日広島市において贈呈された広島国税局長感謝状が披露されました。

林石見大田税務署長の式辞に続いて、ご来賓を代表して川本総務事務所長、寺戸大田商工会議所

会頭、勝部中国税理士会石見大田支部長の各氏より祝辞が述べられ、受賞者の方々の功績を称えられました。

最後に受賞者を代表して波多志朗氏より受賞の喜びと税務行政への協力の決意を表明される謝辞

が述べられ、受賞者、ご来賓、主催者一同の記念撮影後、式典を厳粛に終了されました。

法人会一同、心からお喜び申し上げますとともに、今後のますますのご健康とご活躍をお祈りいたします。

青色申告制度施行五十五周年記念 石見大田税務署長感謝状



長谷和宏氏

石見大田青色申告会連合会理事
大田市東部青色申告会副会長



松尾義男氏

石見大田青色申告会連合会理事
仁摩町青色申告会副会長

知っておきたい税務

附帯税について

一、附帯税とは？

附帯税は期限内に申告しなかった場合や正確な申告をしなかった場合、納期限内に納税しなかった場合等に、これらのことを正しく行っている者との課税の公平を図るため本税に合わせて課税され、次のようなものがあります。

- (1) 延滞税
- (2) 利子税
- (3) 過少申告加算税
- (4) 無申告加算税
- (5) 重加算税
- (6) 不納付加算税

二、解説

(1) 延滞税
法定納期限までに税金を納付しなかった場合、法定納期限の翌日から

二ヶ月間は年七・三パーセント、その後の期間は十四・六パーセントの割合で課税されます。

ただし、平成十二年一月一日以後の期間に対応する延滞税のうち年七・三パーセントの割合の部分については、各年の前年十一月末日の公定歩合に年四パーセントを加算した割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中は、その年中における延滞税は、当該公定歩合に年四パーセントを加算した割合となります。

(2) 利子税
災害等やむを得ない理由により申告書の提出期限の延長を認められた場合、及び会計監査をうけなければならぬため申告期限が延長された場合

は、延長された日数に応じ年七・三パーセントの割合で課税されます。

ただし、平成十二年一月一日以後の期間に対応する利子税については、各年の前年十一月末日の公定歩合に年四パーセントを加算した割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中における利子税は、当該公定歩合に年四パーセントを加算した割合となります。

(3) 過少申告加算税
期限内の申告書が提出されたのち、修正申告または更正によって税額が増加した場合、その増加税額の十パーセントの過少申告加算税が課税されます。ただし、増差税額のうち期限内申告税額または五十万円のいずれか多い金額を超える部分については十五パーセントの割合で課税されます。

(4) 無申告加算税
期限内に申告書の提出がない場合で納付すべき税額があることとなった場合には、納付税額の十五パーセントの割合で無申告加算税が課税されます。ただし、更正または決定があることを予知しないで申告した場合には五パーセントの割合となります。

(5) 重加算税
過少申告加算税が課税される場合において、仮装隠ぺいにより申告している場合には過少申告加算税に代えて三十五パーセントの割合で重加算税が課税されます。また、無申告加算税が課税される場合において、仮装隠ぺいの事実があった場合には無申告加算税に代えて四十パーセントの割合で重加算税が課税されます。

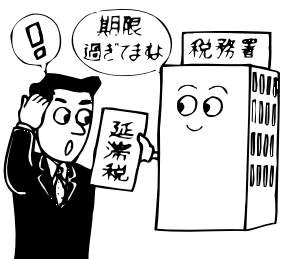
(6) 不納付加算税

源泉徴収等による国税が法定納期限内に完納されなかった場合には、未納税額の十パーセントの割合で不納付加算税が課税されます。

以上、簡単に説明してきましたが、これらの附帯税は利子税を除いてすべての法人税法上損金に算入できませんので、会社の経理で損金算入した場合には申告書で加算する必要があります。

会社にとっては、申告及び納税を期限内におこない正確な申告をすることにより、無駄な附帯税を支払うことのないことが得策といえます。

(文責 編集部)



税務調査で指摘された事例

法人税関係

①売上除外

ラブホテルを経営するA社は、売上伝票を破棄する方法で売上約二千七百万円を無作為に除外し、その除外金を架空の代表者借入金に仮装して法人に受け入れるなどして、法人税等を免れていた。

②休業した取引先名を利用した架空仕入

衣料品製造業を営むC社は、以前取引があり、現在休業中の業者名を利用して架空の仕入を計上し、約六千三百万円の法人所得を除外していた。

③白紙領収書で架空経費

出版業を営むB社は、飲食業者から白紙領収書の交付を受け、架空の金額を記載するなどして福利厚生費等に計上し、約三千万円の法人所得を除外していた。

④グループ法人間で利益操作

健康食品販売業D社は、多額な利益が見込まれることから、赤字であるグループ法人E社への販売単価を、決算終了後、前年に遡って減額修正することにより、本来D社に帰属する利益をグループ法人E社へ付替え、約二億円の法人所得を除外していた。

⑤貸倒債権を簿外で回収

化学製品製造業のF社は、七期前に貸倒れ処理した金銭債権約一千万円について、代表者が個人的に回収していたが、その金銭を法人に受け入れせず、雑収入を除外していた。

消費税関係

①課非判定誤り

製造業を営むG社は、工場の跡地を月極駐車場として整備し、賃貸収入を得ていたが、誤って土地の貸付と認識していたため、課税取引に計上していなかった。

②仕入税額控除誤り

運送業を営むH社は、

実質的に従業員である専属運転手の給与を外注費として税額控除していた。

③事業区分判定誤り

測量業を営むI社は、第5種事業である測量業を第4種事業として、申告していた。

源泉所得税関係

①源泉徴収義務不履行

外国芸能人招へい業者であるJ社は、外国芸能人に対する報酬について、在留期限延長申請のための証明書を得るため、源泉所得税の一部を納付し、それ以外は源泉徴収していなかった。

②個人的費用の負担

総合病院であるK病院は、個人負担すべき医師会の会費等を病院が負担しており、源泉徴収していなかった。

印紙税関係

①単価契約書の印紙もれ

製造業を営むL社は、契約書となる受注先及び外注先との「受発注単価の決定・変更通知書」に印紙を貼付していなかった。

②納品書にも印紙が必要

食料品卸売業を営むM社は、納品書に領収印を押印し、領収書に代えていたが、印紙を貼付していなかった。



大田市山村留学センター

「三瓶こだま学園」

2年目がスタート

三瓶山北の原、三瓶自然館から約1km北へ下った標高五二〇の所に昨年春、大田市山村留学センター「三瓶こだま学園」(木造二階一部平屋建、延床面積一〇九・七八平方 m^2)が都市と農山漁村住民の交流の拠点としてオープンしました。

二年目となった今年四月七日、一年間の長期留学第二期生の入園のつどいが行われました。

昨年十二人だった学園生は、今年も千葉県や大阪府など八府県から集まった、小学校三年生から中学校三年生までの十

六人。そのうち九人が昨年からの継続で二年目を迎えました。多くの方々の拍手に迎えられた学園生は、一人ひとり、一年間みんなで頑張ろうと誓いを胸に、「都会と田舎

の生活の違いを感じたい」「自然の中で思いっきり遊びたい」などと、それぞれの目標を発表しました。続いて全員で山村留学の約束事を大きな声で発表しました。

やくそく事

- 1, 自分の足で歩き自然の中でたくさん遊ぶ
- 2, 物を大切にすることができるだけお金を使わない
- 3, 食事は好き嫌いなく食べ、感謝の気持ちを忘れない。
- 4, 誰とでも仲良くし、仲間外れにされそうな者をみんなで励ましてあげる。
- 5, 自分の目標を持って1年間生活する。

「山村留学」って何？

「子どもたちが自然豊かな農山漁村で暮らし、自然体験や農作業などをしながら、地域の小・中学校へ通学する取り組み」これが山村留学です。

「生き生きと、生きていく」子どもは気力にあふれ、遊びにも、学習にも、自然体験にも、目を輝かせ、積極的に挑んでいきます。

体験の中から湧き出た意欲を持って得た知識こそ、本物の知識といえます。

また、都会からの留學生を受け入れることよって地元の子どもたちが得るものも、少なくありません。

個性あふれ行動力に富む都会の子どもと、親しみ深く温和

な心を持った田舎の子どもが、共に遊び、学べば、お互いに分かち合うものは大きいはずです。

都会の子どもたちは、大田市の自然や温かい人の和に「ふるさと」を見し、そして、地域の子どもたち、おとなたちは都会の子どもたちと接し



三瓶山頂登山

ていく中で、身近な自然や文化を見直し、「ふるさと」の良さを再発見します。

これまでの取り組み

大田市では、平成八年夏から一週間～二週間の短期留学事業をスタートし、これまでに延べ約千六百名の子どもたちが参加しています。

さらにこうした子どもたちを取り巻く大人の交流も山村留学の大きな目的の一つです。

参加者は、中国地方にとどまらず、インターネットの普及によって最近全国各地へと広がっています。中学生の参加者の中には、「高校生にな

子どもの心を捉えたもの

大田市の山村留学が、順調に参加者を確保している理由として、全国的には海の活動だけ、山の活動だけというプログラムが多い中、海と山をあわせ持つという地理的な特徴を生かした自然体験活動を取り入れていることがあげられます。

春には山菜、秋には木の実やきのこなどが豊富にとれる野山をかけめぐり、夏には清らかな川で遊び、穏やかな日本海での魚釣りや貝とり、素もぐり。

冬は三瓶山のふもとで雪合戦、荒波打ちよせる石東海岸の散歩。子どもたちは大田市の自然の中で、嬉々として活動しています。

また、受け入れる農家での竹細工やわら細工、野菜の収穫や風呂たき、

家畜の世話。漁師宅での魚のさばき方や一夜干し作り、魚釣り、魚市場での手伝いなど。

さまざまな生活体験をおしちとの、心温まるふれあいがあることも、大きな魅力になっています。

学園の様子

学園生は、月のうち二十日をセンターで、残り十日を地元の農家で生活し、自然体験や農作業をしながら地元北三瓶の学校へ通います。

センターでは、規則正しい生活習慣（起床、食事、就寝など）と集団生活のルール（掃除、洗



大漁、大漁!!

濯、手伝いなど）を指導します。週末には田畑の農作業や山、海、川での自然体験、キャンプなど四季を通じた活動を行います。これらをおして、子どもたちは自立心と豊かな心をはぐくみ、自ら生きる力を獲得していきます。



代かき後の泥んこリレー

なったらサブリールダーとして、大学生になつたらリールダーとして、また大田に帰って来た「い」という希望を持つ子どもも少なくありません。この言葉からもわかるように、大田市の山村留学は、確実に参加した子どもたちの心に根づいています。



ドジョウすくい

四月、初めての農家対面式では、里親となる六軒の農家の方々の温かい雰囲気子どもたちの期待は更に高まったようです。子どもたちは農家での生活で、センターでは出来ない様々な体験をしています。

里親の父さん、母さんは「みんないい子で、かわいくてえ」「生き甲斐

が来たようだ」と喜んでいただいています。が、「時には、心を鬼にしながら」と、出来るだけ歩かせること、自分のことは自分でさせるよう確認していただきました。これから一年間を通じて、本場の親子？以上の関係を築いていきます。

またセンターでは、この夏一週間

二週間の短期自然体験活動を実施しました。遠くは宮城県、東京都、宮崎県など全国から百十九名が参加。カナダやインドネシアからも参加がありました。このほかセンターでは週末のミニ山村留学、地元の子どもたちの通学合宿、太鼓活動も実施しています。



模擬店開店

センターでは毎年十一月に、「収穫祭」を行います。これは、学園生が育てた田畑の作物や野山の山菜などの収穫を祝い、自然や活動に協力いただいた多くの方々に感謝するお祭りです。今年も学園生は、各々の研究を発表し、太鼓や劇、踊りなどを披露しました。

地域にもたらすもの

当日は二百人を越える多くの人々で賑わい、学園生の熱演にたくさんのお賛辞をいただきました。

学園生は、学校でも地元の児童生徒とともに学び、教えあう良い関係を築いています。また、学園生の保護者も年に数回センターを訪れ、地元の「運動会」やPTA活動、「収穫祭」などを通じて地域住民との交流も活発に行っています。こうしたたくさんの方々の交流により、地域が賑わい、活気が生まれつつあります。

センターでは今後も積極的に活動を進めてまいります。活動へのご意見やご提言、またご協力をお願いします。



太鼓披露

(問い合わせ先)

大田市山村留学センター「三瓶こだま学園」

〒694-0002

大田市山口町山口1694番地

TEL 0854-86-0700 Fax 0854-86-0701

Email : o-sanryu@iwamigin.jp

URL <http://ohda.iwamigin.jp/sanryu/>

質問コーナー

● 寄附金の取扱い ●

質問一

寄附金は、交際費と同様税務上で費用として認められない場合があると聞きました。概要を教えてください。

法人税法では、会社が支出した寄附金については、特定の寄附金を除いて一定の限度額を設け、その額を超過した分は、税法上費用とは認められず結果的に法人税がかかることとなります。

○寄附金とは
法人税法上、寄附金とは、会社が行った金銭その他の資産、又は経済的な利益の贈与、又は無償の供与等をいい、寄附金・拠出金・見舞金その他いずれの名称をもってするかは、問わないこと

とされています。

○寄附金金額の算定

現金支出の場合には、その支出金額が寄附金の金額となりますが、その他の場合には、次のように定められています。

- 金銭以外の資産の贈与…贈与時の時価
- 経済的利益の無償供与…供与時の時価
- 資産の低額譲渡……………譲渡時の時価と対価との差額
- 経済的利益の有償供与…供与時の時価と対価との差額

○寄附金の損金算入時期

寄附金は、現実に支払ったときに会計上の費用となりますので、未払寄附金または手形払の寄附金は、その支払又は決済があるまでは寄附金の支出があつたとは認められません。

○利益処分経理の寄附金

寄附金は、そもそも事業活動に直接関係なく支出されるものであるため、その損金性がきわめて乏しい費用であるとされています。そこで、会社が利益処分経理をした場合には、その会社自らが損金性を否定していると認められますので公益性の高い一定の寄附を除き損金に算入されません。

○損金算入限度額

寄附金の支払先に応じて、次のとおり損金算入額に差異があります。

- ①国、地方公共団体に対する寄附金…全額
 - ②財務大臣の指定した寄附金……………全額
 - ③特定公益増進法人に対する寄附金…損金算入限度額
 - ④一般の寄附金……………損金算入限度額
 - ⑤国外関連者に対する寄附金……………全額損金不算入
普通法人の損金算入限度額
(資本基準額+所得基準額)×1/2
・資本基準額 資本等の金額×月数/12×2.5/1000
・所得基準額 当該事業年度の所得金額×2.5/100
- ※所得金額は寄附金支出前の税務上の所得金額をいう。又資本等の金額は期末の資本金額と資本積立金額との合計額をいう。

質問二

県会議員の政治資金団体に対して行った政治献金とパーティー券購入代金は寄附金となるでしょうか。

政治献金は一般的には寄附金です。又「〇〇を励ます会」のパーティー券購入費用は、その購入

目的等により寄附金、又は交際費となります。
○購入目的によって異なる取扱

「〇〇を励ます会」の多くは政治資金集めであるため、実質的には政治献金と変わりません。そのため、一般的にパーティー券購入費用は出席の有無にかかわらず寄附金として取扱われます。しかし「〇〇を励ます会」に参加することによって、その政治家や地域経済人との懇親を深めて事業活動が円滑に行われる等の特別の理由がある場合には、交際費とされることもあるでしょう。

○党費、会費の取扱

会社が政党その他の政治団体に対して支払う党費や会費は、勘定科目を問わず、政治献金に含まれますので寄附金として取扱うことになっています。(文責 編集部)

消費税及び地方消費税の 申告と納税は期限内に

前々事業年度の課税売上が1,000万円超であれば課税事業者です！

課税事業者に該当するときは…

ステップ1

期限内納付のための納税資金の積み立てをお願いします！

次の表は簡易課税制度適用事業者を例に、業種別に積立目安月額を表示したものです。簡易課税制度を選択されていない方は、課税仕入額により税額が異なります。

※ 例えば、小売業で課税売上が2,000万円の場合、月々の積立額は約17,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率＝1%）となります。

区 分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業 など (第3種事業)		飲食店業、金融・ 保険業など (第4種事業)		不動産業、運輸 通信業、サービス 業など (第5種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	売上に対する納 税額の目安率	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%
年間課税 売上高	各月売 上高	年間 税額	積立目 安月額	年間 税額	積立目 安月額	年間 税額	積立目 安月額	年間 税額	積立目 安月額	年間 税額	積立目 安月額
	万円	万円	万円	千円	万円	千円	万円	千円	万円	千円	万円
1,000	84	5	5	10	9	15	13	20	17	25	21
1,500	125	8	7	15	13	23	20	30	25	38	32
2,000	167	10	9	20	17	30	25	40	34	50	42
2,500	209	13	11	25	21	38	32	50	42	63	53
3,000	250	15	13	30	25	45	38	60	50	75	63

(注) 所得が赤字の場合でも、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

申告と納税は…

ステップ2

申告と納税は期限内に！

法人の場合は、原則として、申告対象期間の末日の翌日から2か月以内が申告と納税の期限となります。

(注) 期限内に納付を行なわないと、延滞税を負担しなければならないだけでなく、財産の差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。

新・「会社法」の見方

○新・「会社法」とは？

平成十八年春からスタートする新会社法は、これまで「会社」の法律として定められてきた商法・有限会社法・商法特例法などの法律を一本化した「新しい内容と法形式」を持った会社法制度です。

○なぜ、今？

百年以上前に制定された商法、六十年以上前に制定された有限会社法はともに幾度の改正を経てツギハギだらけの感があつた上に、いずれもカタカナ文語体で表記されており、いわゆる六法の中では民法の財産編とともに現代語化がなされて

いないという問題がありました。

又、昨今の経済情勢の急激な変化に対応する為には、会社法制度の全体的な整合性が求められるようになってきました。

○新しい内容とは？

主要な点は次の六点です。

- (1) 有限会社法の廃止
- (2) 株式譲渡制限会社法の改正
- (3) 合同会社制度の創設
- (4) 会計参与制度の創設
- (5) 組織再編行為の自由化
- (6) 剰余金分配手続の自由化

○新しい法形式とは？

従来、株式会社に関する規定は、上場会社のような会社を原則とした上で、そこに株式譲渡制限をした会社のような非公開の会社に関する特則を付け加える条文スタイルでした。

新会社法では、それが逆転しており、ベースは非公開会社、つまり従来の有限会社です。そこに取締役会を置くかどうか、株式譲渡制限をしなければどうなるかといった公開会社のなケースを特則として規定していくというスタイルをとっています。ここが従来との大きな形式上の差異になっています。

○驚きの内容とは？

新会社法は以上のように種々の新しい内容を盛り込んでいますが、その中でも中小会社の関わりあいの中で注目すべきは次の三点でしょう。

- (1) 有限会社の廃止
- (2) 資本金は1円でもいい
- (3) 取締役は1人でもいい

(1)の有限会社の廃止とは、有限会社法の廃止に伴うもので、全ての会社が中身的に株式会社にならされることです。

ただし、既存の有限会社は、経過措置により、有限会社の商号を使って株式会社として存続することもできますし、会社法における株式会社に移行することもできます。

有限会社のままにする場合、有限会社の定款、社員、持分および出資一

口が、株式会社の定款、株主、株式および一株とみなされますので、法形式上は株式会社であっても、実態としては有限会社のまま存続することとなります。又、会社法における株式会社に移行する事は定款の変更でできません。

(2)の資本金は1円でもいい、とは最低資本規制が撤廃された為、会社設立・法人成り等が容易にできるようになったことを意味します。

(3)の取締役は1人でもいい、とは会社の機関設計の選択肢が広がり、その会社の実情やレベルに合わせた機関設計ができるようになったことを意味します。特に株式譲渡制限を定款に定めている株式譲渡制限会社の場合の選択肢の一つとして取締役が一人でもよいとされました。

企業訪問

理美容道を通して社会に貢献する

株式会社 サンキ



代表取締役
森 脇 慎 一

【会社概要】

創 立 昭和五十二年五月
所 在 地 島根県大田市大田町
店 舗 数 十七店舗
資 本 金 一千万円
社 員 数 百二十人
売 上 六億五千万円
動 員 数 (月間) 一万二千人
営 業 地 区 浜田市三店、江津市一店
大田市三店、出雲市三店
松江市三店、高槻市一店
米子市一店、倉敷市一店
広島市一店

● 株式会社サンキ理念

毎日健康である事に感謝し
美容を通して感性を磨き
お客様に感動を与え
仲間をいたわり育てあう心で
人間形成を旨とし地域一番になる

【サンキの沿革】

創業が昭和五十二年五月に始まり、平成五年九月一日に(有)ヘアモードサンキに組織化し、平成十二年九月一日をもって株式会社サンキに成った。
松江、出雲、大田、江津、浜田、米子、倉敷、広島に美容室を展開中である。

● 経営理念

社員一人一人が経営者であれ

● 営業理念

笑顔・感動・感謝

● スローガン

会社好き 人間好き 仕事好き人間

● 社員の約束

- ①私は常にお客様を大切にします
- ②私は美容業に使命感を感じます
- ③すぐやる、必ずやる、出来るまでやる
- ④明朗（ほがらかに）愛和（仲間と）喜働（喜んで働きます）

創業二十三年目に「株式会社サンキ」に社名変更し、節目を迎え過去の延長線上にこだわらず、次世代を意識した美容室展開を図り、全店美容室ポブヘアーに統一化し、ブランド力をつけるために店内店外を改装し、黄を基調にした店作りを打ち出した。さらに、お客様のニーズに対応しての別ブランド美容室アースを、松江田和山にオープンし、二店目を学園に出店している。私々美容室



本社 事務所 (2F) 本店



美容室ボブヘアー (出雲 小山店)



美容室アース (松江 多和山店)

は、人が人をさせて頂く業種であるため、社員が宝です。すばらしい社員を集めるために求人活動に力を入れている。関西・中国・四国・九州の美容学校はもとより、広島県、山口県、鳥取県、島根県の高等学校・短大・大学と私社のパンフレットを配布して求人活動をしている。最初の頃は、なかなか島根県大田市と言う地では、集まりが悪かった。しかし継続している内に、私社

の方針、理念を理解して頂けるようになり、毎年五十人前後の求人があり、合同面接会をさせて頂いている。そして、職業訓練校「サンキヘアアカデミー」で訓練をしている。私社「育成型」人材育成産業だと思つてやらしてもらっている。その「心」をはずさず、五年後は京都、大阪、岡山、広島、島根、鳥取を視野に置き、お客様のニーズにあった店作りを

していきます。目標数字二十店舗、社員二百人、売上十五億を目標にする。今から六年前にふと振り返って見ると、私が現場で働いていた時のお客様がほとんど来ておられなかった。調べてみるとその当時私は三十六才、お客様は、十才、二十才、三十才のお客様だった。今だと六十才、七十才、八十才となっているのだ。私は、その当時



現在6台あるハッピー号



毎年の24時間テレビのチャリティカット (松江)

お客様に言っていた「髪の毛に関する事は一生私が面倒を見させて頂く」といつも言っていた。本当に失礼な事を私はやっている、どうすればよいか、インターネットで調べ友人に聞いた。その時、移動理美容車があると云われ、すぐ取り寄せた。金額は後で聞いてびっくり、二千万……。でもその時は金ではなかった。移動理美容車も島根では初めてで労働厚生省の許可がおりるかおりな

いか、途中でスタート出雲でデモをやっている時、保険所に呼び出されひどく怒られた。しかし、私は良い事をやっているのに、なぜ怒られるか分からなかった。後で考えてみると、移動する理美容店であるそれは、大変な事なのであった。おかげで知り合いの人が大田保険所にいて、その人のおかげで許可が出た。それからどんどん施設周りをさせてもらった。ヘアーの方もそ

うであるが、化粧をしてあげるとおばあさん達は、本当に喜んでくれた。いつになっても女性だなあと感じさせてもらった。「これだ」いきいき、わくわく、どきどき、リハビリになっているすばらしい事を教えてもらった。今では施設も立派になって来ている。昔の私のイメージとは、どんどん変化している。デイスクロージャーされ、私々



の移動理美容車も理解して頂いている。おかげさまで島根・鳥取・広島、岡山と施設へ入らせて頂くようになった。今は、私々移動理美容車「ハッピー号」が来る事を本当に待って頂く様に成って来た。これから、もっともっと私たちができないと出来ない事である役割、使命、天命としてやり続けていきます。

「美容を通してリハビリをさせて頂く 延長線でグループホーム大社」

施設や病院へ行かせていただく、おじいさん、おばあさんの本当にうれしそうなお顔を見ていると、私でも小さな施設で本当によるこんでいたただける場所を作ってあげたくなり、二〇〇四年八月二十日に出雲大社さんのそばにグループホーム大

社を開設させていただきました。本当に大社のみなさんに協力していただき、今では本人さんはもとより家族のみなさんに喜んでいただけるグループホーム大社になっております、これからもよろしくお願ひします。



グループホーム大社 (2ユニット18人)



◀いつまでも女性であってほしい



▲施設内に美容室をつくり、いつも美しいみなさん

▶笑顔がたえない



三年前大田市準倫理法人会を開設。
平成十七年八月八日、企業百社で大田市倫理法人会を設立した。



第41回
会員親睦ゴルフ大会
 社団法人 石見大田法人会主催

優勝原田 修氏
 (二連覇)

表彰式

第四十一回会員親睦
 チャリティーゴルフ大会
 が十一月五日(土) 大社
 カントリークラブに於い
 て参加者三十三名、九組
 の参加のもと、賑やかに
 開催されました。
 当日は、好天氣に恵ま
 れ、的場法人会会長挨拶
 の後、国引きコースと、
 美久我コースに分かれプ
 レーが開始された。
 秋晴れのもと、好プ
 レー珍プレー、ミスシ
 ョット笑顔や苦渋の顔が
 続出し、法人会ならではの
 の雰囲気、異業種交流、
 また老、壮、青の歓談の
 場としての会員親睦ゴル
 フ大会の一日でした。



競技終了後、クラブ二
 階において、懇親会が開
 かれ、当日の成績表を見
 せ合い満足やら反省やら
 と楽しい談笑の内での成
 績発表、表彰式が始まっ
 た。

優 勝	原 田	修
準 優 勝	伊 藤	照 司
三 位	橋 本	伸 明
四 位	田 平	康 夫
五 位	田 辺	進
B	伊 藤	照 司
B	柳 澤	悟

その他、飛び賞、年次
 賞、DC賞、NP賞など
 沢山の賞品と共に、参加
 者全員に参加賞が渡さ
 れ、和やかな雰囲気の内
 に終了しました。

来春に予定される次回
 のコンペには、多くの会
 員の方々のご参加を期待
 しております。

尚、チャリティーとし
 て参加者全員から貴重な
 浄財三万三千円を寄付し
 て頂き大変ありがとうございました。

原田氏コメント

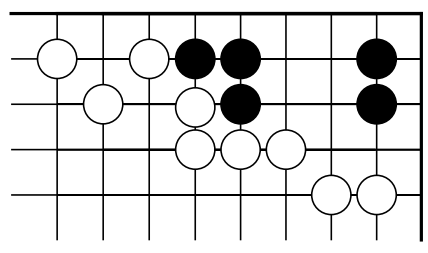
この度の優勝は、全く
 のひろいものでした。と



言うのは、協和の伊藤さ
 んは七〇のアンダーで回
 られたのですが、初参加
 の為、二位とする規約が
 あり、二位でした私が一
 位に繰り上がり、大変嬉
 しいやらすまないなあ
 という複雑な気持ちです。こ
 の法人会ゴルフコンペに
 は過去三回参加させてい
 ただいております。私に
 は相性が良いみたいで、
 十七年四月大会と十七年
 十一月この大会二連続優
 勝させていただき、参加
 するのが楽しみな大会の

詰碁問題

(白先黒死)



解答は二十六頁

一つです。この様な良い
 成績が残せるのも、一緒
 にプレイしていただきま
 した皆さんのお陰だと感
 謝しております。十八年
 度も頑張りたいと思っ
 ております。

未来へ引き継ぐ石見銀山

— 世界遺産への歩み⑦ —
大田市石見銀山課

一、世界遺産への推薦決まる

世界遺産に登録するためにはまず、登録しようとするそれぞれの国から国（ユネスコ・国連教育科学文化機関）へ、登録推薦書を提出する必要があります。

石見銀山遺跡について世界遺産の中で文化遺産を所管する文化庁の文化審議会が七月十五日に推薦を了承し、政府が九月十五日に「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づく「世界遺産一覧表」への記載物件の推薦について、「石見銀山遺跡とその文化的景観」を推薦することを

決定しました。

推薦書は来年、平成十八年一月末までに正式に提出され、専門機関の審査を経て順調に進めば平成十九年六月から七月頃にニュージーランドで予定されているユネスコの第三十一回世界遺産委員会で登録される予定となりました。

二、石見銀山遺跡とは

私たちが知っている石見銀山遺跡についての国の公式な理解は以下のとおりです。

「石見銀山遺跡は日本海に面する島根県のほぼ中央に位置し、石見銀の採掘・精錬から運搬・積み出しに至る鉱山開発の

総体を表す「銀鉱山跡と

鉱山町」、「港と港町」、及びこれらをつなぐ「街道」の三つから構成されている。この遺跡は、東西世界の文物交流及び文明交流の物証であり、伝統的技術による銀生産を証明する考古学的遺跡及び銀鉱山に関わる土地利用の総体を表す文化的景観としての価値を持つ。」（平成十九年九月十五日の政府発表資料より）

三、保存と管理

(1) 保存管理計画

石見銀山遺跡は広範囲に及び、鉱山跡や街道、城跡など土地に直接関わる史跡や町並み、港など色々な種類の文化財から

構成されます。

したがってそれぞれの文化財の規模・性質・立地条件等に応じて保存管理の方針を具体化するものとしていきます。

それぞれの保存管理方針及び方法の詳細については、「史跡石見銀山遺跡保存管理計画」、「大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存計画」及び「温泉津伝統的建造物群保存地区保存計画」として定められております。

また、同時に史跡や町並みの中において現在も生活していることも世界遺産の重要な要素でもありますので、祭礼や宗教儀礼なども継承ができるように配慮することとしています。

(2) 景観保全地域など

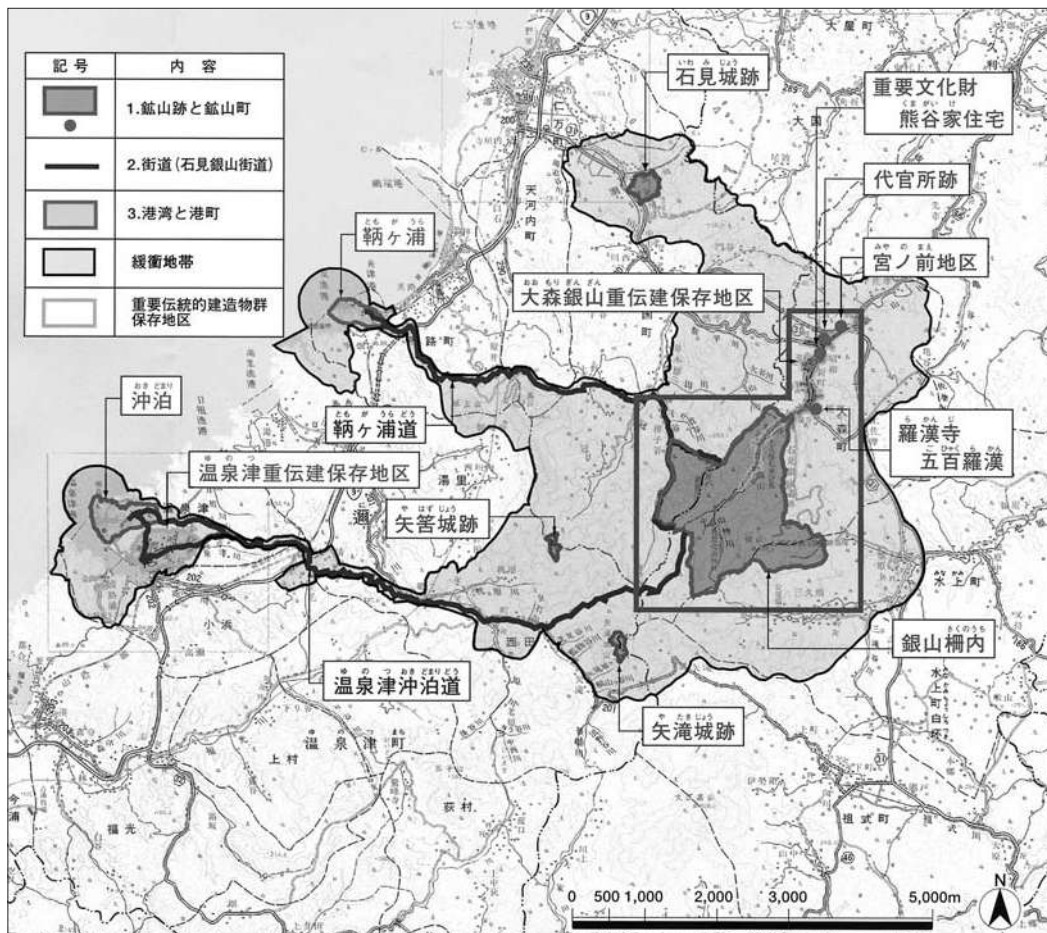
石見銀山遺跡は鉱山跡や周囲の土地利用が景観として優れていることも

高く評価されています。地元では分かりにくい価値ではありますが、遺跡が自然の中にひっそりと埋もれていたりと、歴史的な雰囲気や港や町並みが両方揃っているのは国内で石見銀山遺跡だけだともいえます。

この景色や雰囲気を保存するために大規模な建築物等の新築、土地の形質変更、海岸の埋立て等の行為について許可制として今年八月一日から石見銀山景観保全地域を定めて景観の保全を図っています。

なお、一般住宅や通常の農林漁業についてはほとんど影響がありません。

また、旧鉱山の一角を保全の対象とする景観保全地域については、「鉱業等に係わる土地利用の調整手続等に関する法律」に基づく鉱区禁止地



域に指定されており、今後は鉱山として開発することは出来ません。

四、整備の基本方針

今後はまず、案内・解説・展示・調査研究の機能を持つ中核的・衛星的な施設を配置し、歴史と文化に触れる場を創出するとともに、既存の公開施設を含め代表的な歴史的建造物の公開・活用を進めることとなります。具体的な建設場所や整備は現在検討を進めており、広く意見も頂いていくところです。

併せて遺跡の保存修理や公開のための整備を進めており、大森の町並みの中にある熊谷家住宅は来年春に全面修理と整備が完了して一般公開します。

五、ファルンの銅山

スウェーデンにあるファルンは平成十二年(二〇〇〇)に世界遺産登録された大銅山です。石見銀山遺跡と似ているところもありますので今年六月の現地見学のようにも交え紹介します。

「ファルンの大銅山とその文化的な景観」は鉱



▶ファルン銅山全景

山に関連する歴史的建物と工場が建ち並ぶ遺産として世界遺産登録されています。

鉱山についての最も古い文書は一二八八年に遡ります。調査によればその起源が八〜九世紀に遡る可能性もあるようです。

鉱山の最盛期は十六〜十七世紀で、スウェーデンが主要なヨーロッパ列強の一つになることを可

能にした原動力にもなりました。

十七世紀の半ばには、ファルンは世界の銅生産の七〇%を示していました。

この銅山では、後の株式会社の後先駆となった仕組みが造られ、「世界で最も古い会社」となつたと言えます。



▶銅山と町並み

世界遺産の地域には百四十以上の銅の溶鉱炉があり、労働者は周辺に土地付きの住宅を建てて暮らしました。ここで産出される赤い塗料で壁を塗った木造の建物群が町並みとして現存しています。

近接するファルンの町は一六四六年に計画された町で、最も古い建物は教会で、町裁判所や会社の建物もたくさんあります。周辺には湖があり、堤防や水路、運河、池などがあります。

◀坑道見学はヘルメットで



◀学生も見学しています



◀ビジターセンター(案内所)

大きな陥没が鉱山の部分にでき、現在も残されています。

古くから観光の名所となり、「観光客」の言葉が一八二四年の文献に見えるほどです。

一六八七年に大量の地すべりがおき、九〇mの深さ、三五〇m×三〇〇mの大



▶鉱山博物館



▶鉱山の入り口



第19回「税を考える週間行事」おもしろ税ミナール

税金博士に 島根中央信用金庫 南山祐子さん
団体優勝は 島根中央信用金庫

全国一斉に実施される「税を考える週間」も今年で十九回目と

「税を考える週間」。石見大田法人会は、今年も恒例のイベント「クイズおもしろ税ミナール」を十一月十五日、会館仁万屋に於いて開催致しました。

納税意識の向上、納税知識の普及を目的として、昭和六十二年にスタートした「クイズおもしろ税ミナール」



なり、大田市内の職場、団体等から参加された十二チーム三十六名により団体戦と個人戦が競われました。

最初に的場会長のあいさつ、竹原副会長の主旨説明

につづき柳沢事務局長がルール説明を行い、名司会者の齊藤さんのおかげで会場内も和やかな雰囲気です。

●団体の部成績

- 優勝 島根中央信用金庫
- 準優勝 アクサ生命
- 三位 大田市役所

●個人の部成績



- 優勝 南山 祐子

(島根中央信用金庫)

- 準優勝 寺岡 宏一

(大田市役所)

- 三位 石田 英次

(島根中央信用金庫)

以下の方々にはお世話になりました。

【審査員】

- 石見大田税務署長 林研志様、商工会議所会頭 寺戸隆文様、石見大田税理士会支部長 勝部幸吉様、大田市総務部長 知野見清二様、サンレディー館長 高橋美也子様、前回税金博士山崎広信様【ブランクード】大田市役所税務課の皆さん、島根中央信用金庫の皆さん、税務署の皆さんには、会場準備、各担当箇所で大変お世話になりました。

税を考える週間行事

11月11日～11月17日

地区別ミニ税金フォーラム

東部（波根町）西部（温泉津町）の二会場で、地区別ミニ税金フォーラムが開催されました。

当日は林税務署長をはじめとし、税理士先生の方々をお招きし、税務署

の方による税制改正の説明、税金に関するビデオ上映が行われました。

恒例となった税金クイズでは、笑いとお歓声のどきどきとあふむかやかなひとときを過ごしました。



優勝 大田建設(株) 上野 幸男



東部会場



優勝 若林酒造(有) 若林 謙太郎



西部会場

青年部だより

金沢全国大会研修旅行

平成十七年十一月十七日より金沢で法人会青年部全国大会が開催されました。

今年には研修旅行もかねて、当法人会青年部より三谷部会長をはじめ、総勢十一名で参加しました。

十七日、十八日の部会長会議に続いて、大会式典よりメンバーは参加し、石川音楽堂でのごそかなパイオルガンのオープニング、芸者衆の踊りと、大変音響の利いた会場での華やかな式典の後、Jリーグの川渕キャプテンの講演、そして大懇親会と金沢らしい演出で、地元出身のミスユニバースの二〇〇四代表まで式典懇親会のアシ

スタントとして華を添えて、大変楽しいものでした。

来年は埼玉、再来年は愛媛と続く大会で、担当する法人会の熱心な歓迎、勧誘に、会場も盛り上がり、盛会裏に閉幕しました。

翌日の十九日、二十日で、石見銀山の世界遺産登録を控え、白川郷（世界遺産の視察）、高山（古い町並み、陣屋跡の見学、朝市の見学）、馬籠、妻籠の宿場保存地区の見学を予定して、バスにて金沢を出発しました。

当日は金沢もしぐれ模様で、白川郷に着く途中では雪も降り、大変寒い中でしたが、なかなか遠

方で再々くる事のできない場所なので、欲張って白川郷の展望台（もう少し時期が遅ければ雪の景色でTVでよく見る町並みでした）、合掌造り民家園、町集落、和田家などを見学しました。

特に合掌造り民家園では、地元の人が囲炉裏に火を入れて、午後からの体験学習のわらざうり作りの準備中で、手を休めて囲炉裏を囲み、世界遺産登録後の人出や、現在の状況など、ひと時メンバーと話が出来、この研修の何よりのお土産となりました。特に印象に残った話として、最近登録時より徐々に観光客で人数が減少していること、何度も何度も



見学に来るリピーター作りが重要であると感じました。

続いて高山に移動し、祭りミュージアム（高山祭りの屋台、太鼓の展示）高山陣屋跡、町並みを見学しました。観光客をターゲットにした多くのみやげ物屋が古い町並

みの中で営業しており、時間帯によるかもしれないが特徴ある商品を販売している店は大変にぎわっていたように感じました。

翌朝は夜明け六時ごろより小雪の舞う中、各自めいめいで朝市に出かけて家族への土産を買って

いました。販売しているものは、漬物、野菜などが多く、同じような商品をいくつもの店で販売していました、時間が遅くなると、狭いエリアですが大田の中日並みの混雑をしており、各地から多くの観光客が来ているように感じました。

最後に、天気も晴れに変わり、観光に最適の気候の中、馬籠、妻籠の宿場保存地区に行き、馬籠では街道沿いにある保存地区を、又妻籠では旧中仙道が一番高いところからゆっくりと石畳の道を下って、多少足に疲れを感じながら見学しました。

今回は、金沢での全国大会にあわせての研修でしたが、参加者それぞれに各地を見学して感想を持ったので、それぞれの立場なり仕事に生かせるものと思います。

地域社会貢献活動

さすまた寄贈

最近の小中学校での侵入者による、目に余る事件を見聞きして

〃何か法人会でできることはないか?〃

その言葉が事の始まりとなりました。

学校現場を熟知してい

ない我々は、防犯ベルを

子供たちに寄贈しようと先ず思いつき、新生大田

市内の小中学校の生徒数を調べることから手をつ

けましたが、人数を教育委員会より教えていただ

いた際に、偶然現場の先

生方の声を調べ

られたとの事を伺い、その要望

をお聞きしたら何と、さすま

た? いったい何

だ、さすまたとは、という方も

いらしゃると思

いますが、時代劇で捕り物の際

に棒の先が又状

になった道具を持って、悪人を

取り押さえるの

を、一度はご覧になっていると思います。それが〃さすまた〃です。

現場の声は理解しまし

たがなかなか、使い方が中途半端だと不審者など

に逆に武器を与えることになる可能性もある道具

との事で、又二本一組二人で使用した方がより安

全で効果的との指摘を受け、教育委員会と協議したところ、不足分につい

ては、予算付けをして購入するとの事でほぼ市内

の小中学校に行き渡る各

学校二本ずつの計三十本を法人会の今年度の社会

貢献活動として、寄贈することといたしました。

また、さすまたの寄贈は他にはまだ事例の少ないとの事でした。

長くなりましたがここまでが経過となります。

平成十七年四月二十七日大田市役所教育長室に

於いて大田市教育長松本

陽三様、大田第一中学校長水本正道様、大田小学校長和田秀夫様、仁摩中学校長泉充規様を代表と

した学校関係者の皆様に対して、的場草好石見大

田法人会会長、三谷基石見大田法人会青年部会

長、杉谷誠司同副会長より、さすまた二本及び目

録を贈呈いたしました。そして松本教育長より

お礼の言葉を述べていただきました。

贈呈後の懇談に於いて、実際に教育現場で使

うことが無いことを願うが、万が一に備えて教職

員に訓練を行っていくと、また今回の貢献活動

が、広く知れ渡って大田市の学校には、さすまた

が在って、子供たちを守る姿勢が現れる事で不審

者等に対する抑止力になる事を願ってやみませ

ん。

大型保障制度ニュース

役員報酬OR退職金 増やしたいのはどっち?!

◆ 事例

現在55歳のA社長とB社長は、学生時代からのライバル。43歳の同じ時期に会社を設立し、業績は堅調に推移。しかし、役員報酬（現在月額70万円）と退職金（65歳勇退を想定）に対する考え方は少しちがっているようです。
A社長：役員報酬は月額70万円のままで、勇退時に3,600万円の退職金を受け取れるよう準備。
B社長：役員報酬を月額100万円に上げ、勇退時の退職金は準備しない。

役員報酬は
そのまま退職金を準備



A社長

役員報酬はそのままでも、
退職金は準備したいな

役員報酬を上げ
退職金を準備しない



B社長

退職金はなくても、
役員報酬の高いほうがいいよ

10年後に退職すると…

役員報酬	
役員報酬(年額)	840万円
社会保険料※1	約 85万円
所得税・住民税※2	約 99万円
実質役員報酬(年額)	約656万円
実質役員報酬×10年間	約6,560万円

退職金明細	
退職金額	3,600万円
税額※3	276万円
実質退職金額	3,324万円

役員報酬	約6,560万円
実質退職金額	3,324万円

10年間の手取金額 **約9,884万円**

役員報酬	
役員報酬(年額)	1,200万円
社会保険料※1	約 98万円
所得税・住民税※2	約198万円
実質役員報酬(年額)	約904万円
実質役員報酬×10年間	約9,040万円

役員報酬	約9,040万円
実質退職金額	0円

10年間の手取金額 **約9,040万円**

ここがポイント A社長とB社長の手取金額（10年間）の差は**844万円!**
役員報酬はそのまま退職金を準備するとこれだけ差がつかます。

(注) 社会保険料、所得税・住民税は、万円未満を切り捨てた概算値です。

※1 社会保険料は、健康保険料 役員報酬の82/1,000、厚生年金保険料 135.8/1,000を事業主と被保険者が折半で負担するものとしています。

※2 所得税・住民税は、A社長、B社長とも年齢55歳 扶養家族 1名：配偶者（無職）・（子は独立）として計算しています。

所得税の定率減税および住民税の均等割は、考慮していません。

※3 勤続年数22年。所得税のみ表示しております。住民税は考慮していません。

どうしてそんなに差がでるの？

【生存退職金の税務メリット】 (所得税法第30条)

勤続年数に対応する「退職所得控除」があります

勤続年数が20年以下の場合
 …勤続年数×40万円(80万円未満の場合、80万円)
 勤続年数が20年超の場合
 …800万円+70万円×(勤続年数-20年)

退職金は2分の1課税です

退職所得の金額＝
 「退職手当等の収入金額」－「退職所得控除額」
 2

退職金は「分離課税」です

他の所得金額に関係なく、退職金額と勤続年数
 によって所得税・住民税の税額が決まります

【役員退職金の所得税額早見表(概算値)】

勤続年数	退職所得控除額	退職金額							
		1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円				
15年	600万円	20万円 2.00%	237万円 7.90%	565万円 11.30%	1,490万円 14.90%				
20年	800万円	10万円 1.00%	207万円 6.90%	528万円 10.56%	1,453万円 14.53%				
25年	1,150万円	0円 -	154万円 5.13%	463万円 9.26%	1,388万円 13.88%				
30年	1,500万円	0円 -	117万円 3.90%	402万円 8.04%	1,323万円 13.23%				
35年	1,850万円	0円 -	82万円 2.73%	349万円 6.98%	1,258万円 12.58%				

※ %数値は退職金額に対する割合(概算値)

ここがポイント

退職所得のほうが給与所得より税が割安で優遇されます。

役員退職慰労金

保険できっちり準備できます!

(法人契約の税務取扱)

しかも

年払保険料は契約日の属する事業年度に一定要件のもと1/2損金算入!

法人税・事業税・住民税が軽減されます。 [法人税基本通達0-3-5、0-3-6-02、昭和60年6月16日 通達2-2(例規)、平成28年7月4日課法2-3(例規)]

A社長推薦!

**法人会の経営者大型総合保障制度
 企業保障プラン疾病重点型L100_{標準型}なら…**

大同生命の定期保険

安定した資産形成力と長期の保障で企業経営を合理的にバックアップ!

※ 記載の税務取扱は、平成16年3月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保障するものではありません。
 ◎ ご契約に際しては、所定のパンフレット・ご契約のしおりを必ずごらんください。

[引受保険会社]



大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-2-1 TEL 06-6447-6111
 (東京) 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-7-4 TEL 03-3281-0111

●ホームページ <http://www.daido-life.co.jp/>

●お問合せは…

松江営業支社出雲営業所

〒693-0028 出雲市塩冶善行町12-2
 TEL(0853)21-4552 FAX(0853)24-1713

税のこぼれ話

「アヒルが四年、イヌは八年」

テレビCMのキャラクターで依然人気が高い動物たち。見事な演技の芸達者から愛くるしい表情のアイドル系まで、様々な姿で人間を和やかな気持ちにさせてくれるものです。

ところで、撮影用に貸し出されるこれらの動物のスター達も税務会計上は「減価償却資産」として経理されます。

耐用年数に関する省令によると、観賞用等で使用される動物は「器具及び備品」の中の生物に当たり、魚類は二年、鳥類が四年、犬や猫は「その他のもの」で八年の耐用年数になります。

動物を飼っている心優しい方へ、耐用年数などといわず、どうぞ末永くかわいがってあげてください。

編集後記

法人会広報誌「天領」

を創刊以来、第四十六号誌発刊まで広報委員会の委員長をお勤め頂きました。渡辺常弘氏が平成十六年八月五日ご逝去されました。渡辺氏は法人会に昭和三十四年から関わられ昭和五十五年十二月に創刊したこの会報誌「天領」を年二回発行の度、

精力的に取り組まれてこられました。編集会議ではその見識、博識そして専門的指導力を遺憾なく発揮され、会報本来の内容と共に地域の重要な出来事を後世に残すための記録等を取り入れ、毎回特徴ある、しかも格調高



渡辺前広報委員長

い広報を発行する事を旨とされて来られました。特に第十二号誌は、全国

法人会主催の会報誌診断で、全国一の評価を得られました。第五十号まではご自身の手で発刊した

いとのお思いもお聞きしており、慙愧に耐えなく、

今、そのお姿が編集会議でお見受け出来ないのは寂しい限りです。

衷心より哀悼の意を表します。

また、天領の発刊が遅れましたのも委員長不在の理由とはしたくないものの、後を引き継いだ私

どもの至らなさと心よりお詫び申し上げます。

さて、この度、新たに広報委員会の構成が決まりました。

担当副会長 小川 良知
広報委員長 齋藤 寛
広報副委員長 河村 賢治
広報委員

石田 弘行 波多野 諭

有間 隆 荒尾 寛

原 信行 金森 義信

三谷 貢 布引 慎一

竹下 績 林 恭清

内藤 芳秀 大野 孝雄

新委員会の方々には力不足の委員長をしっかりと

とお支え頂きますようお願い申し上げます。この

会報誌発行につきましては、全法連、県連におい

ては規格サイズをA4に統一するよう要請もあり

ますが、第五十号誌までは、今まで通り前委員長

の意を引き継ぎ、培ってきた内容を出来るだけ掲載

してまいりたいと思っております。

尚、今回の発行に当たり、原稿を頂いてから発行予

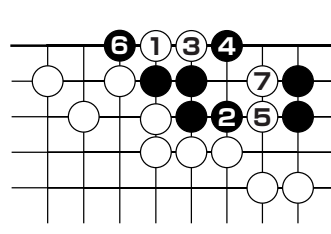
定まで、かなりの時間がかかってしまいましたので書き換えていただいた

り、原稿そのものが使えなくなったりと、大変多

くの方々にご迷惑をお掛け致しました。ここで深

詰碁解答

「死はハネにあり」の格言がピッタリあてはまる図ですが、黒2は最大の抵抗ですが、白3とハウのが巧手です。



くお詫び申し上げます。

次号より、発行予定を遵守して参りますのでこれからもよろしくご協力

お願い申し上げます。又、今後につきましても渡辺

前委員長のようには出来かねますが、一生懸命努

力してまいりますので、何卒宜しくご指導、ご協

力頂きます様お願い申し上げます。(広報委員長・齋藤)



保険料の払い方を2タイプからお選びいただけます

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも
 集団取扱料率の割安な保険料で
 ご加入いただけます

一生変わらない割安な保険料

法人会
 一生いっしょの医療保険
EVER
 エヴァー

65歳になったら保険料半額

法人会
 将来、保険料が半額になる医療保険
EVER HALF
 エヴァーハーフ

〈法人会医療保険 EVER〉

■契約年齢：満0歳～満80歳

■保険料例

月払保険料・入院給付金日額10,000円
 保険料払込期間：終身

契約日の 満年齢	男性	女性
30歳	3,520円	3,370円
40歳	4,460円	4,310円
50歳	6,050円	5,900円
60歳	8,670円	8,520円
70歳	12,290円	12,140円
80歳	17,390円	17,240円

法人会医療保険〈EVER・EVER HALF〉

入院給付金日額 10,000円コース 保険期間：終身

病気で入院したとき	1日目から通算 1000日まで。 1回の入院については 最高60日までとなります。	1日につき 10,000円
ケガで入院したとき	1日につき	10,000円
病気・ケガで 手術したとき	1回につき (手術の種類により)	10・20・40万円

*この保険は保険金不担保特則を付加しているため、死亡保険金・高度障害保険金はありません。
 *ご年齢やご職業によっては入院給付金日額5,000円コースとなる場合があります。

●ここでは商品の概要を説明しています。詳細につきましては「パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

〈法人会医療保険 EVER HALF〉

■契約年齢：満0歳～満60歳

■保険料例

月払保険料・入院給付金日額10,000円
 保険料払込期間：終身

契約日の 満年齢	男性	女性
30歳	3,680円	3,740円
40歳	4,760円	5,000円
50歳	6,980円	7,500円
60歳	12,780円	13,620円

上記保険料は65歳から
 ご契約時の半額となります

資料請求いただいたお客様の個人情報の利用目的は、①当社、その関連会社・提携会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理、②当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実となります。また、これらの利用目的のために個人情報が当社指定の代理店に提供されることにつきご了承ください。

■引受保険会社

AFLAC 「がん保険」も「医療保険」もアフラック
 アメリカンファミリー生命保険会社
 アフラックホームページアドレス <http://www.aflac.co.jp/>

■お問い合わせは

石見大田法人会 0854-82-0765
 代理店 南チエスト 0854-82-2226
 松栄 株 0854-82-6730
 株氷利工材 0854-82-7753
 大塚美佐子 0855-65-2138

社団法人 石見大田法人会会報 第47号

平成17年12月20日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会
編集 広報委員会 委員長 齊藤 寛

大田市大田町 大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 つきはし印刷

大田市鳥井町 TEL 82-0540